

国鉄改革完遂！
当たり前の労働運動
を前進させよう！

J R 東海労に
結集しよう！

J R
東海労

静岡

J R 東海労働組合静岡地方本部
静岡市葵区黒金町 68
NTT 054-284-3608
FAX 054-284-6365
発行責任者 山本繁明
2013年12月30日 No.11

「駅接客業務中のマスク着用禁止」に申し入れ！ 接客サービスの提供や職場の安全・ 衛生上の観点からもマスクは有効！

12月16日、地本は申2号「駅接客業務中のマスク着用に関する申し入れ」を支社に提出しました。会社は、駅接客業務の社員にマスクの着用を原則禁止とする指導を徹底してきています。風邪や花粉症であっても自己の体調管理と薬で対処し、「タオルで鼻水を拭きながら接客しろ！」と指導している職場もあります。一方、「マスクをしたまま仕事したらどうなるのか？」という声に「業務指示違反になる！」と会社の代弁をしているユニオン役員がいるようです。一方的な押しつけでなく、現場社員や労働環境の実態に基づいた指導と、本人に判断を委ねる柔軟な社員管理が必要ではないでしょうか！？私たちは、問題解決のために取り組んでいきます。

(申2号の内容)

1. 風邪を引いて咳が出る場合や花粉症により鼻水が止まらない場合でもマスクの着用を禁止するか？ある職場の管理者は鼻水が止まらない場合は「タオルを片手に接客すること」と説明した。鼻水を拭きながらの作業は集中力が下がり作業効率が悪くなる。また、お客様に不快感を与えサービスの低下を招く恐れがある。したがって社員の体調、症状の申告により現場長の判断でマスクの着用を認めること。
2. 咳が出る時や花粉の進入を防ぐためにはマスクを着用するのは当たり前のことである。これまでに接客業務中にマスクを着用していることのお客様からの苦情等、何らかの問題があったのか明らかにすること。
3. 駅事務室内の温度、湿度を保つために空調機器等を整備すること。